

「県立山形北高等学校いじめ防止基本方針」

令和3年4月

1 はじめに

いじめは、全ての生徒に関係する問題です。全ての生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにすることを目的として、いじめの防止等の方針を策定し、それに取り組みます。

【「いじめ」とは】

生徒に対して、本校に在籍している等当該生徒と一定の人間関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ 「けんかやふざけ合いであっても～」「好意で行った行為でも～」

2 いじめ防止のための取組み

(1) 教職員は次のような姿勢でいじめ防止に取り組みます。

- ① 「いじめは人間として絶対に許されない」という雰囲気醸成します。
- ② いじめについて、教職員全員が共通理解を図ります。
- ③ 生徒・保護者と、いじめについての認識を共有します。
- ④ 生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払います。

(2) 生徒には次のような力を培い、いじめ防止に取り組みます。

- ① 培う力
 - ア 他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操。
 - イ 自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度。
 - ウ 自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整し、解決していける力など、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力。
 - エ ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけず、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力。
 - オ 自己有用感、自己肯定感。
- ② 取り組み内容
 - ア 学校の教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・ボランティア活動や社会貢献活動等を推進します。
 - イ 学級や学年、部活動等での居場所づくりや仲間との絆づくりを推進します。
 - ウ 規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを推進します。
 - エ 一人一人が活躍でき、他者の役に立っていると感じ取ることのできる機会や困難な状況を乗り越えるような体験の機会を提供します。
 - オ 各種障がいを持つなど個々の特性を踏まえた支援・指導を適切に行います。

(3) 「SG (School Guard) 委員会」において、いじめの防止等に関する次のような取り組みを行います。

- ① 学校基本方針に基づく取組の実施
- ② いじめの相談・通報窓口
- ③ いじめの疑いに関する情報の収集記録、共有

(4) 以下のような、生徒の主体的な取組によって、いじめを防止します。

- ① クラス毎のいじめ撲滅宣言
- ② LHRでの討議(好意による行いでも相手を傷付けてしまう恐れがあること等)
- ③ その他いじめの防止等に資する生徒会活動

(5) 家庭・地域と連携し、社会全体で生徒を見守ります。

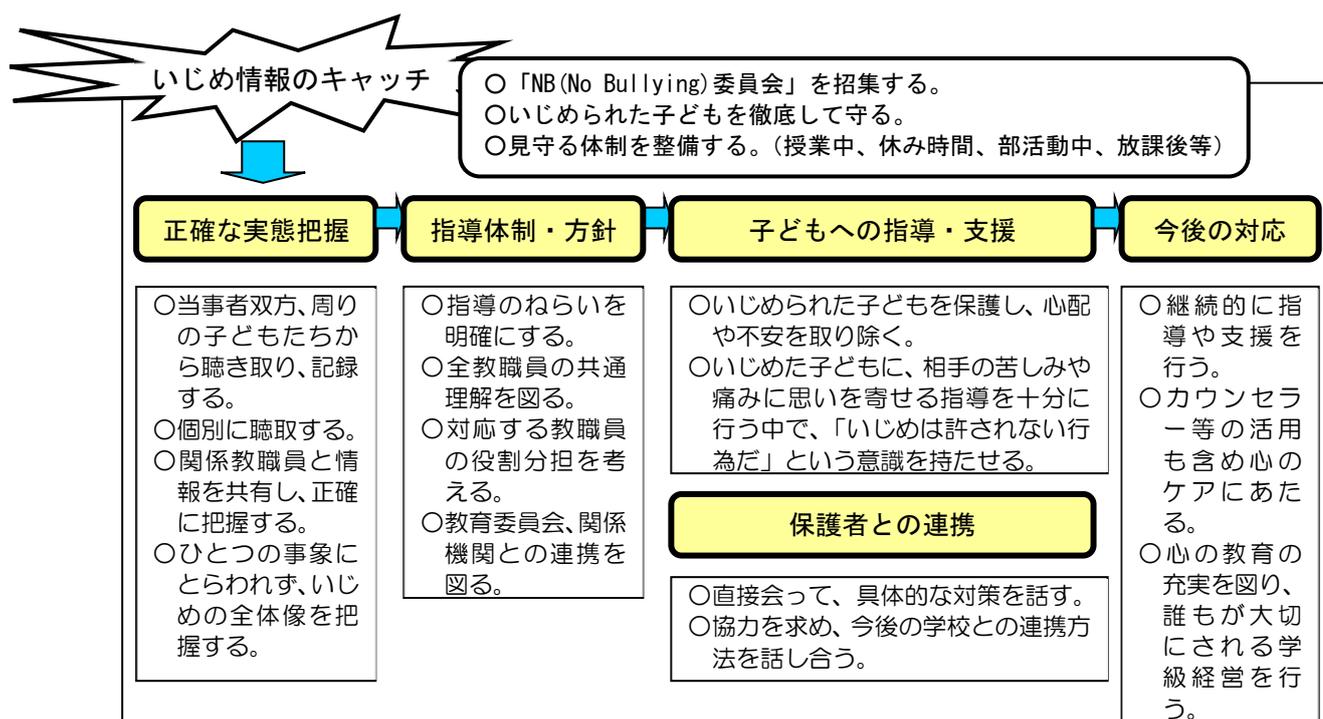
3 早期発見のための取り組み

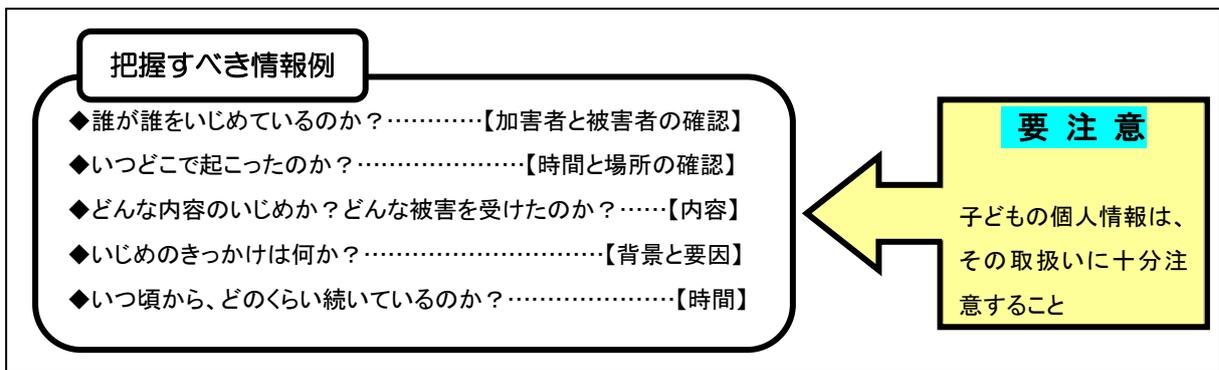
(1) 教職員は「いじめ」を見逃さず、気づく努力と工夫を重ねます。

- ① 生徒との信頼関係の構築に努め、生徒が示す小さな変化を見逃さず、教職員相互が情報を共有し、いじめを積極的に認知するよう努めます。
- ② 子どもがいじめについて相談しやすい環境をつくるため、学期に一度、「いじめ実態調査アンケート」を実施します。
- ③ 二者面談の機会を充実させ(6月と11月は強化月間、毎月2回のSC相談)、生徒がいじめられていることを告白しやすい環境づくりに努めます。
- ④ 学校の相談窓口を周知し、一人で悩まず相談していくことの大切さを訴えていきます。
- ⑤ 学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築します。

4 いじめに対する措置(早期対応・組織的対応)

(1) いじめの情報をつかんだら、下の図をもとに、迅速に対応します。





- (2) いじめに同調したり、傍観していたりしていた生徒に対しても指導を加え、いじめを許さない集団づくりに努めます。
- (3) 好意による行いに対して傷ついてしまった生徒の思いにも丁寧に対応し、相手方の思いにも配慮しつつ、両者の関係改善を支援します。
- (4) いじめ発見後は、当事者の苦痛が完全に回復するまで継続的に組織対応し、被害者の苦痛が完全に消失するまで寄り添います。

【「いじめ」の解消】

少なくとも次の①と②の要件を満たすまで対応します。

- ① 「いじめに係る行為が止んでいること」

被害者に対する心理的行為または物理的影響を与える行為が相当期間（少なくとも3ヶ月以上）継続して止んでいること。

- ② 「被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないこと」

被害生徒本人及び保護者に面談等により確認します。

5 ネット上のいじめへの対応

- (1) 「ネット上のいじめ」の実態を理解し、情報モラル教育を推進します。
- (2) 「ネット上のいじめ」やインターネットの利用について各家庭で話し合う機会を設けるようはたらきかけます。

《情報モラル教育の具体的内容》

- ① 掲示板やメール等を用いて誹謗・中傷の書き込みを行ったり、他人の個人情報や画像等を勝手に掲載したりすることは、いじめであり、決して許される行為ではないこと。
- ② 掲示板等への書き込みなどは、匿名で行うことができるが、書き込みや画像・動画の掲載を行った個人は特定されること。特に、書き込み等が悪質な場合などは、犯罪となり、警察に検挙される場合もあること。また、掲示板等への書き込みが原因で、傷害や殺人などの重大犯罪につながる場合もあること。
- ③ 掲示板やメール等を含め、インターネットを利用する際には、利用のマナーがあり、それらをしっかりと守ることにより、インターネットのリスクを回避することにつながる。

《 参考 》 ネット上のいじめについて

(1) ネット上のいじめ

- ① 「ネット上のいじめ」とは、スマートフォンやパソコン等を通じて、インターネット上のウェブサイトの掲示板などに、特定の生徒の悪口や誹謗・中傷を書き込んだり、画像や動画を掲載したり、メールを送ったりする方法により、いじめを行うものである。
- ② 「ネット上のいじめ」には、次のような特徴がある。
 - ア 不特定多数の者から、絶え間なく誹謗・中傷が行われ、被害が短期間で極めて深刻なものとなる。
 - イ インターネットの持つ匿名性から、安易に誹謗・中傷の書き込みが行われるため、生徒が簡単に被害者にも加害者にもなる。
 - ウ インターネット上に掲載された個人情報や画像等は、情報の加工が容易にできることから、誹謗・中傷の対象として悪用されやすい。また、インターネット上に一度流出した個人情報は、回収することが困難となるとともに、不特定多数の他者からアクセスされる危険性がある。
 - エ 保護者や教師などの身近な大人が、生徒のスマートフォン等の利用の状況を把握することが難しい。また、生徒の利用している掲示板などを詳細に確認することが困難なため、「ネット上のいじめ」の実態の把握が難しい。
- ③ このような「ネット上のいじめ」についても、他のいじめと同様に決して許されるものではなく、特徴を理解した上で、早期発見・早期対応に向けた取組を行っていく。

(2) ネット上のいじめの類型

- ① 「ネット上のいじめ」には様々なものがあるが、手段や内容に着目して、次のように類型化できる。実際の「ネット上のいじめ」は、これらに分類したそれぞれの要素を複合的に含んでいる場合も多くある。
 - ア 掲示板・ブログ・プロフでの「ネット上のいじめ」

特定の生徒の誹謗・中傷を書き込んだり、個人情報を無断で掲載したり、特定の生徒になりすましてインターネット上で活動を行うもの。
 - イ メールでの「ネット上のいじめ」

特定の子どもに、誹謗・中傷のメールを繰り返し送信したり、「チェーンメール」で悪口や誹謗・中傷の内容を送信したり、多くのクラスメイトになりすまして、誹謗・中傷などを行うもの。
 - ウ SNSを利用した「ネット上のいじめ」

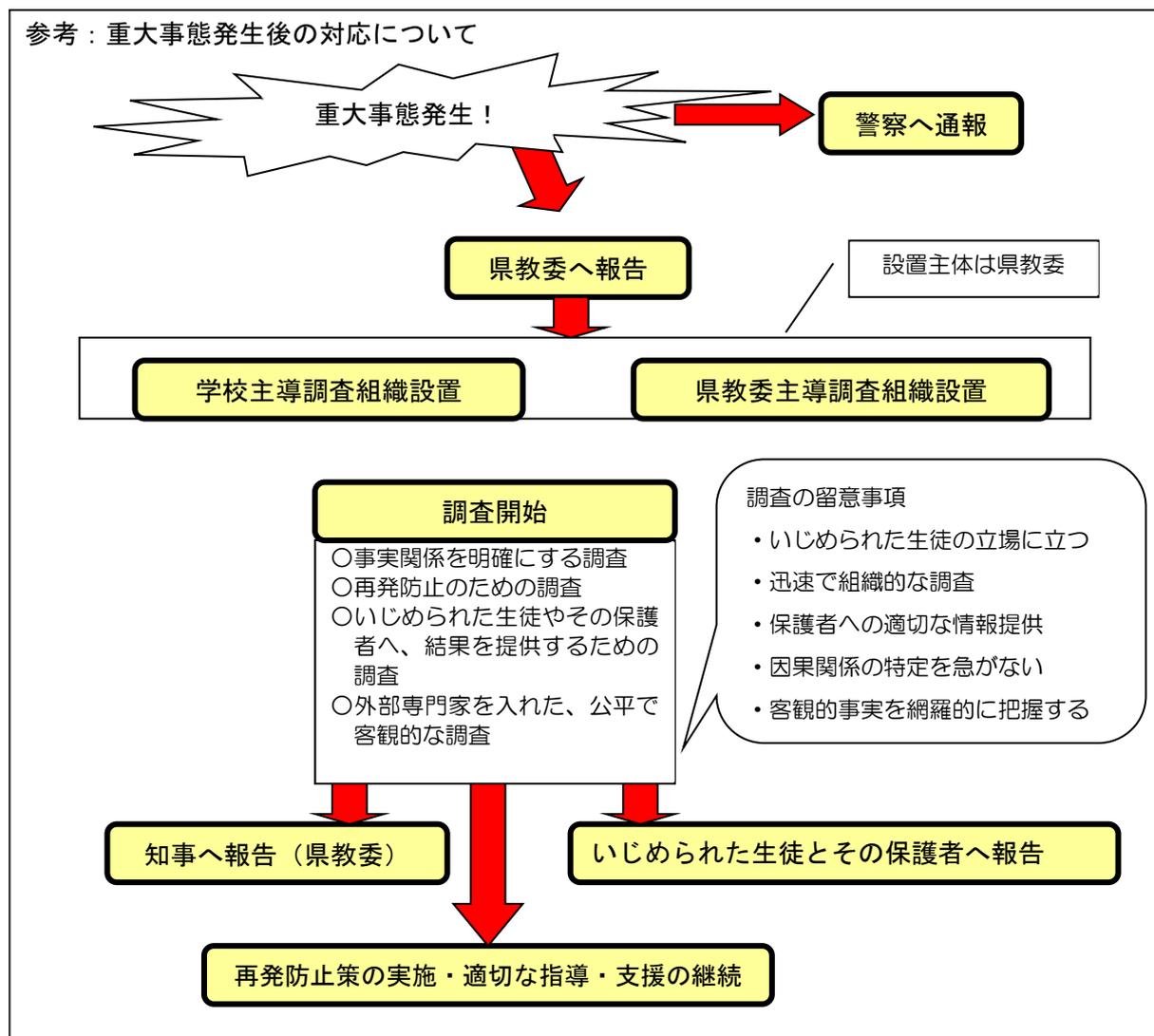
SNSのグループから外したり、わざと返信しなかったりするなどのやり方で、ネットワークのグループ内で「仲間はずれ」を行うもの。

6 重大事態への対処

【重大事態】とは？

- ① いじめにより、当該生徒の「生命、心身又は財産に重大な被害」が生じた疑いがあると認められた時
<「生命、心身又は財産に重大な被害」に該当すると想定されるケース>
 - 生徒が自殺を図った場合
 - 身体に重大な傷害を負った場合
 - 金品等に重大な被害を被った場合
 - 精神性の疾患を発症した場合等
- ② いじめにより、当該生徒が「相当の期間」(年間30日を目安とするが、生徒が一定期間連続して欠席しているような場合にはこの限りではない)学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認められた時
- ③ 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったときには、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと報告・調査等に当たる。

重大事態が起こった場合、下の図をもとに、迅速に対応します。



7 点検・評価と不断の見直し

いじめの有無やその多寡を評価するのではなく、問題を隠さず、その実態を把握し対応したか PDCA サイクルで検証し、改善に取り組みます。